

○大都市圏課題解決のために、関係する国、地方公共団体、地域住民等が合意を形成する仕組みが必要ではないか。

課題への対応	既存制度
◆将来の土地利用・空間形成や人口・機能配置の方向性について基本認識を共有する（ビジョン）	（複数都府県） 国土形成計画広域地方計画 首都圏整備法等による大都市圏計画 ・政策区域の指定（既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域、保全区域等） ・近郊緑地の指定（首都圏近郊緑地法等）
◆即地的に大まかな将来像（マスタープラン）を描く	（都府県） 国土利用計画 ・国土利用計画都府県計画 ・土地利用基本計画（都府県）
◆即地的に土地利用・空間形成や人口・機能配置について大まかな方向性を示す（広域ゾーニング）	都市計画 ・都府県マスタープラン 広域緑地計画
◆マスタープラン実現のために行動計画を作成する、人口減少・世帯減少等の社会情勢の推移を考慮し施策に時間軸を設定する、また役割分担等を明らかにする	（市町村） 国土利用計画 ・国土利用計画市町村計画 都市計画 ・市町村マスタープラン 都市緑地法 ・緑の基本計画（市町村） 地方自治法 ・基本構想（市町村）

- マスタープランの実効性を高める仕組みは何か。今の制度でできることは何か、できないことは何か。

例えば、「広域的な緑地・自然地の保全・再生に係る検討」

(現状)

- ・都府県を越えた広域緑地のマスタープランがない。このため自治体間でちぐはぐな取り組み。個別に対応されているが全体として緑地は減少。

- ・個別の規制制度はあるが、地権者の同意が得られない、強い規制には買い取りが必要だが自治体の負担が大きく買い取りできない等の状況で、「できるところ」から規制しているのが現状。

- ・できるところから規制をしていっても、全体的な緑地環境の向上にはつながらない(「ミクロ」から「マクロ」につなげていない)。

- ・また、土地所有者の高齢化等による都市近郊樹林地、農地の荒廃など、緑地の質の低下も見られる状況。

- ・個々の自治体において、緑地率などの目標の設定、生け垣・樹木等への補助制度等の支援措置等により緑地を増やす取り組みはなされているが、広域的な連携が乏しい状況。

- ・広域的観点での緑地・自然地の再生に関する取り組みの必要性。

(新たな仕組み)

- ◆緑地の保全・再生に関し、広域的な課題で、負担・権利調整を伴うものについて、関係者を巻き込んで合意形成する仕組みが考えられるか。

- ◆緑地の保全・再生において広域的な負担調整を図る仕組みが考えられないか。